

片品村婚活サービス利用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 本村は、結婚を希望する独身の男女に対し、結婚のきっかけづくりを支援し、少子化の要因の一つである未婚化・晩婚化の進行に歯止めをかけるため、片品村婚活サービス利用補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、片品村補助金等交付規則（平成23年規則第15号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費)

第2条 補助金の対象となる経費は、株式会社リクルートの運営するゼクシィ縁結びエージェントが提供する結婚相談所サービス（以下「結婚相談所サービス」という。）の初期費用及び会費とする。また、対象店舗は高崎イオンモール店のみとする。

(対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、村内に住所を有する公租公課の完納をしている者とする。

(補助金額)

第4条 補助金額は、別表1に定める額とし、初期費用及び入会日から6ヶ月以内の連続する月会費3ヶ月分を上限とする。また、別表1にあるプラン料金以外のオプション料金やシンプルプランの日割り料金などは補助対象外とする。

2 同一対象者に対する補助金の交付は、1回限りとする。

(交付申請及び補助金の請求)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、片品村婚活サービス利用補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に必要な書類を添えて、事業終了後3ヶ月以内に速やかに提出しなければならない。

(交付決定及び補助金の交付)

第6条 村長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、片品村婚活サービス利用補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 前項に定める交付の可否の決定について、補助金の交付が適当と認められる場合は、予算の範囲内で速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第7条 補助金を受けた申請者が、虚偽の申請等不正の手段により補助を受けたときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

利用 プラン	シンプル プラン	スタンダード プラン	プレミアム プラン	フォーカス
初期費用	66,000円 (税込)			
月会費	9,900円 (税込)	17,600円 (税込)	25,300円 (税込)	9,900円 (税込)

様式第1号 (第5条関係)

様式第1号(第5条関係)

<p>年 月 日</p> <p>片品村長 あて</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日 (歳)</p> <p>電話番号</p>	
<p>片品村婚活サービス利用補助金交付申請書兼請求書</p> <p>片品村婚活サービス利用補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <p>なお、本申請の審査を行うにあたり、私の住民登録状況、村税、使用料等の納入状況を調査することを承諾します。</p>	
1 補助金申請額	円 (初期費用+月額料金×最大3か月)
2 申込内容	入会日 年 月 日 申込プラン
3 住所	群馬県利根郡片品村大字
4 振込先	金融機関名
	支店名
	1 普通 2 当座 (左の番号を○でかこんで下さい)
	口座番号
5 添付書類	<p>申請人の口座名義 (フリガナ)</p> <p>① 申込書の写し (結婚相談サービス申込時にコピーしたもの)</p> <p>② 引落明細が分かる通帳の写し・コンビニ払い時の領収書の写し (初期費用及び連続する月で最大3ヶ月分)</p> <p>③ 住民票の写し (結婚相談所サービス申込時提示したもの)</p> <p>④ 顔写真付き身分証明書の写し</p> <p>(③の住民票記載住所と一致するもので、公的機関発行のもの)</p> <p>⑤ 通帳口座番号の写し (振込先口座番号が分かるページ)</p> <p>⑥ アンケート (片品村役場ホームページよりダウンロード)</p>

様式第2号 (第6条関係)

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

片品村長

片品村婚活サービス利用補助金交付結果通知書

年 月 日付けで交付申請のあった片品村婚活サービス利用補助金について、審査の結果を下記のとおり通知いたします。

記

審査結果 交 付 ・ 不交付

補助金交付決定額： _____ 円

振 込 予 定 日： _____ 年 _____ 月 _____ 日